

Title	再販売価格維持制度と公正競争
Sub Title	Resale price maintenance and fair competition
Author	片岡, 一郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.11 (1956. 11) ,p.794(30)- 806(42)
JaLC DOI	10.14991/001.19561101-0030
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19561101-0030

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

再販賣價格維持制度と公正競争

片岡 一郎

公正競争の問題は最近のわが小賣商業の分野における一つの重要な關心となりつつあるが、それが昭和二九年十二月の百貨店に對する公正取引委員會による特殊指定に端を發していることは周知のとおりである。又昭和二七年以降の不況の深化は、購買會乃至消費協同組合による定價割販賣をめぐつて、一般小賣商とこれら組合との對立を激化せしめることとなつたが、かかる對立も亦此の問題を一段と世間の前にクローズ・アップさせるに至つた有力な原因である。

だがわが國に關する限り理念としての公正競争が果して國民意識の中に確固たる基礎を有するや否やは疑問である。それが初めて法的表現をえたのは、せいぜい昭和二年の獨占禁止法においてであるにすぎず、しかも既に同法成立の経緯が明示している如く、それは、例えば合衆國におけるシャーマン反トラスト法成立の場合とは根本的に事情を異にするものであり、世論の反映として生れたものでなかつたことはたしかである。わが國のように、西歐社會とは異つて、封建制經濟の否定としての自由主義革命の段階を経ることな

く、國家權力を軸として資本蓄積を進めて來た國家においては、獨占が悪であり競争が善であるとの考え方よりも、むしろ歴史的に財閥的獨占が日本經濟の發展を支えて來たと云う事實から、これを無批判に肯定しようとする傾向が強く作用することは、あるいは自然な成り行きと云わなければならぬかもしれない。

一方、最も早く産業革命を経験し、自由主義經濟をうちたてた英國においては、古くから「營業自由」の觀念が各人「共通の權利」であると同時に「一般公共の利益」でもあると強調されて來ており、既にエリザベス時代において「獨占」や「取引の制限」は、それが全般的であると否とを問はず、又その目的、動機、如何に拘わらず、すべて公共の利益に反するとみなされていたのであつて、少くとも第一次大戦までの英國に關する限り、一貫して自由貿易主義をとつており、強固な自由主義的傳統の保持された國であつた。

だが此のような古い歴史をもつ英國のコモン・ロウの法理、特にその初期の「自由競争」即「公共利益」の原則はそのまま合衆國にうつがれ、此の「新世界」が傳統とする自由、獨立、平等なる政し、又ブライス・リーダーの地位にある企業による價格の發表は、自からそこに或る程度の均一價格を成立せしめるであらう。かかる場合においては何等明示乃至默示の共謀は存しないにも拘わらず、結果としては價格競争は一時的にもせよ完全に消滅し、實質的にはカルテルもしくはトラストによる獨占と全く同一の結果が生ずることとなる。従つて寡占状態が若干の産業分野において支配的である限り、そこに高度化された現代資本主義における獨占禁止政策の一つの限界があるとみななければならぬ。

治理念の強い支持をうけて獨占禁止政策として、反トラスト政策の傳統を樹立することとなつた。もつともシャーマン法制定以來今日に至る七〇年間には、合衆國の反トラスト政策も、アメリカ資本主義の推移と變動に應じて多少の起伏はまのがれえなかつた。だがそれはトラスト乃至獨占を單なる個人的罪惡と考へ、一般民衆の世論に支持されて、いわば社會倫理的な要請にもとづいてこれを司法的に禁止するにすぎなかつた段階から、かの三〇年代の大恐慌と「アメリカ資本主義」の行きづまりを契機として、資本主義經濟體制の下における、全般的な經濟政策の重要な一環としての意義を有するに至つた今日の段階まで一貫して着實な發展をとげて來ている。勿論今日においてもなお、例えば連邦取引委員會の報告書が「政治的根據からも米國政府は自由競争を擁護する。けだし自由競争制こそは共和制に最もよく適合しているからである」とのべていることからも明らかのように、反トラスト政策には民主主義社會における政治的使命が課されていることはたしかである。しかしそれはかつての如く大衆の感情のみにアピールするための政策としてではなく、むしろ現代資本主義制度そのものに内在する諸矛盾を克服するための經濟政策の一環としての性格を強くもつて至つてゐる。しかし此の政策にもなおジレムマがないではない。

だが實際には、反トラスト政策は經濟理論家が考へた程無力なものではなかつた。事實それが無力なものでなかつた。なればこそ巨大企業家側からの激しい反論を呼び起したのである。それは經濟發展の歴史の歩みを逆轉し、後退させようとするものであり、いわば一種のアナクロニズムにすぎないとまで極論したのであるが、しかしそれが企圖するものは決して現實には存しえない理念型として設定せられた、靜態的な「完全競争」や「純粹競争」の回復でもなければ、況んや大規模生産の利益や能率の否定でもない。コイン・エドワーズが明確に指摘しているように「反トラスト政策は直接的には企業規模そのものの制限とは無關係である」。反トラスト法が禁止しようとするものは市場支配を目的とする企業經營乃至は企業資本の巨大さであり、いわゆる獨占的要素を本來的に含んでゐる「不完全市場」において、いわば機能的競争もしくは有効競争を出來るだけ維持せんとする政策にすぎない。即ちそれは不完全市場と云う經濟的現實を十分認識した上で自由且つ公正な競争機能のもたらす經濟的社會的効果を最大限に發揮せしめんとする線を一歩もこえるもの

ではない。^(註3)
だが本稿において筆者が意圖するところは、かかるトラスト政策一般にその理論的説明を與えようとするところにあるのではない。公正競争の理念が資本主義經濟における一つの良心であり反省であるとする限り、それは經濟のあらゆる分野においてはよくまれて行かなければならないであろうし、又事實少くとも合衆國に關する限り、小賣商業の分野においてもそれは異常なまでの熱情をもつて絶えず強調せられて来たところである。だがそれは、これまでに多くの誤りを犯して来たし、そればかりでなく小賣業の分野においては、一部販賣業者の利己主義をおおいかくすためのヴェールとして利用されて来た疑いがないでもない。小賣商業における公正競争の問題は結局再販賣價格維持の慣行にしばられるのであるが、此の慣行もその支持者達が主張するように單純に「獨占」としてはこれを斷念せしめる最も有効な手段であり、「實質的には競争を犠牲にする」となく、又自由競争の原理からはなれることなく公共の利益を増進するものである」とのみ割り切つてしまふことには疑問がある。ルイス教授がのべているように、或る慣行が不正競争とせられるのは「それが彼等の期待をくつがえすものであるとの單純な理由にもとづく場合が多い」^(註4)のであつて、再販賣價格維持の慣行も、それがもたらす全般的影響についてはかえりみることなく、ただ彼等の利益のみをはかろうとする無責任な利己主義の表現とみるのが、むしろ正當な評價であるかもしれない。しかし乍ら此の慣行が、果して有効な價格競争を維持し以つて公共の利益を促進せんとする反トラスト政策の理想にてらして、眞に公正な慣行であるか否かを明らか

にするためには若干の吟味を必要とする。勿論われわれが此の慣行について或る一つの評價を與えようとする限り、此の慣行が關連する製造業者、販賣業者として消費者のこれら三つの立場から分析がなされなければならないであろうが、本稿においては特に消費者との關連を重視し、此の角度からの分析を通じて再販賣價格維持制度と公正競争との關聯を明らかにして行きたい。

(註1) ハーバースはその著「競争の衰頹」の中で「獨占の要素は……もはや競争からの偶發的な、又比較的重要なでない偏倚であると考えられることは許るされない。それは産業制度の一つの有機的部分であるから、それは法律によつて取除きうると期待しても無効である」(A. R. Burns: The Decline of Competition, 1936.) とのべているし、又チャレンギンの「獨占的競争の理論」(E. H. Chamberlin: The Theory of Monopolistic Competition, 1933) やロビンソン夫人の「不完全競争の經濟學」(J. Robinson: The Economics of Imperfect Competition, 1933) の如き理論的研究の結論や、ミンツの「アメリカ經濟の構造」(G. C. Means: The Structure of the American Economy, 1939) の如き集中度や價格の硬直性に關する研究は、反トラスト論者にとつて強い衝撃を與へずにはおかなかつた。
(註2) Corwin Edwards: Maintaining Competition, 1949, p. 15.
(註3) Corwin Edwards: Ibid., p. 25.
(註4) W. A. Lewis: Competition in Retail Trade, (Eco-

nomica, Nov., 1945, pp. 202-234), p. 223.

の報告書 [The Report of the (Lloyd Jacob) Committee on Resale Price Maintenance, Cmd. 7696, 1949] の發表は、果して此の慣行は消費者の利益を促進するものなりや否やに關し論争を

再販賣價格維持制度とは製造業者が自己の有標品に對して再販賣のための最低價格を決定し、これを販賣業者に守らせることによつて販賣業者間の價格競争を排除せんとするものであり、それが直接目的とするところは、販賣業者による競争的な價格の切り下げを禁止し、グロスマージンを一定水準に維持することによつてその地位を保護せんとすることにあるのは明らかである。しかし乍ら一方、それは單に販賣業者を利益するのみならず、或る條件の下においては同様製造業者をも利益するとせられている。即ちそれが十分効果的に運用せられるときは、自己の商標品の販賣により多くの販賣業者を動員しうるばかりでなく、それは當該産業の非競争的價格構造を生ぜしめる如く作用し、同時に競争製造業者の發生及び發展を阻止する一つの障壁としても役立つことが指摘せられている。勿論これらの諸利益に對しては幾つかの反論がなされているが、^(註1)之等の問題に立ち入つて論ずることは差當つての課題ではない。吾々の關心は此の制限的慣行と消費者利益との關係に向けられているのであるが、此の點に關し古くから、無制限な競争は決して消費者の利益を促進するものではないとして、價格維持の慣行は是認せらるべきであるとの主張がなされて來ている。即ち、價格競争は品質の低下をもたらし、或る種の望ましいサービスの提供を不能ならしめ、又或る場合には配給費を高め商業における獨占を助長せしめる等多くの害悪をもたらすと云う。だが此のような主張に對しても反對論は少くない。一九四九年に發表せられたロイド・ヤコブ委員會

まき起したのであるが、その委員の一人であつたスミス氏は、もつとも彼は單に消費者利益の觀點のみからかかる判断を下したものはなかつたが、「現在の形における價格維持制度がもたらす好ましくない結果は、商人の最も無謀な價格競争から生ずる結果よりもはるかに大きなものである」として明確に否定的態度をとつていゝる。だがかかる反論にも拘わらず右の主張はなお強い支持をえており、特に再販賣價格維持制度の支持者達は屢々その論據として此の主張を援用して來ている。だがそれはルイス教授の理論的分析の助けをかりるまでもなく、如何なる國の小賣價格競争の歴史によつても支持せられる主張ではない。價格維持の慣行が「英國における程一般的でも包括的でもないような國の展開もかかる主張を支持してはいないし、又此の慣行の撤廢によつて復活せられると思われ小賣價格競争の分析も同様その正當性を裏付けるものではない」^(註2)。従つて消費者の利益は、小賣價格競争が商品の品質を低下せしめ、有名商標品の生産の維持を困難ならしめ、更には或る種の望ましいサービスの提供を不可能にし小賣市場に有害な不安定をもたらすことにより著しく阻害せられるとの主張は決して一般的有効性をもつていないものではない。價格競争に關するかかる批判は極く稀な「例外的場合に妥當しうるにとどまり、しかもかかる例外的場合における妥當性も必ずしも明確に確認せられたものではない」^(註3)。だが一步を譲つてかかる主張の中に何がしかの價値を認めるとしても、その

ことは必ずしも直ちに價格維持は消費者の利益を促進するとの結論を導くものではない。何故ならば吾々が或る行爲、或る慣行の當否を正當に評價しようとするならば、その慣行がもたらす利益としてそれが必然的に伴う缺點との秤量において判断せられなければならないからである。それがもたらす不利益としては、例えば

- 一、價格維持の下におかれた商標品の消費者價格の騰貴
- 二、消費者にとつて購入しうる商品範圍の縮小
- 三、流入の増加にもとづく一國資源の浪費的配分
- 四、商業の構造上の變化の緩慢化
- 五、製造業者間の價格競争の制限

も此處につけ加えることが出来るかもしれない。

右の第一の點に關しては何等説明の要はないと思われるが、夫々の販賣業者の能率が異り、従つて又夫々の平均費用も異なるのは當然であるが、かかる場合そこで決定せられる協定價格の高さは限界的販賣業者の費用をカバーするような點であることは容易に想像しうることである。そしてかかる「政治的理由から限界費用を償うような水準に決定せられる協定價格は當該商業の擴大に大きな刺戟を與えることとなる。即ちそこには不當に大きな新企業の流入が生じ、その結果、もし全體としての需要の増加がみられない限り、平均販賣高の減少、そして更には此の減少を阻止せんがためのサーヴィス競争の激化にもとづく販賣費の増大、これが及んでは競争價格以上に定められた協定價格を更に引き上げる方向へと導かれる結果となる^(註5)。勿論かかる結論に對しては多くの反論がなされてはいるが、

しかし價格維持が消費者價格を高める傾向を有することは理論的にも亦事實の上において否定することは困難であり、それが又消費者側から此の慣行に反對の運動が生ずる主たる理由なのである。今日英國が直面している問題は連合せる製造業者及び配給業者によつて協定により決定せられ、ポイコットの方法で強行せられている生産、卸、及び小賣の各段階における不當に高い配給マージン、配給價格固定のそれであるが、それは再販賣價格を維持せんがためになされる製造業者及び販賣業者間の協定により價格の固定が達成せられたときには、經濟的な又低費用での生産及び配給の實現に資するような諸力が全く無力化せしめられてしまふと云う事實にもとづく。かくの如く價格維持が企業者間の創意を減殺し、高マージン高消費者價格をもたらす傾向を有するものであるならば、かかる慣行が消費者利益の觀點からは認められえないのは當然である。

第二の點に關しては既に合衆國の「臨時國民經濟調査委員會」(Temporary National Economic Committee)の報告書が明らかにしているところであるが、價格維持の結果として豫想せられるところは「一、製品の品質の集中であり、従つて又二、より廉價な系統の商品を案出しようとする努力の減退^(註6)」と云う事實である。換言すれば、それは消費者がそこから選擇しうる商品範圍の縮小と云うことに外ならない。かかる推論の正當性は英國における自動車産業の經驗や^(註7)更には右の委員會報告書にのべられている如き合衆國における事實によつても裏付けられているところである。このことは消費者側からみるならば、彼等の選擇の自由に對して課せられた大きな制限を意味し、従つて此の點は又屢々價格維持に對する反對論の

一つの論據とせられて來てゐる點でもある。たしかに「民主主義の原理が指示しているように、消費者の選擇の自由に對する制限は、それを相殺する以上の利益が期待せられる場合においてのみ、正當化せられる^(註8)」ものであるならば、かかる觀點からも價格維持の慣行には大きな疑問がもたれなければならない。今日吾々が支拂う高率の配給費を正當化せしめるものは「消費者をして商品の選擇を店主に依頼することを可能ならしめ、或るいは又彼にそこから選擇を行う商品の範圍を大ならしめるか、その何れかにより、消費者が選擇を行うためのメカニズムをそれが提供する點に求められなければならない^(註9)」。しかるに價格維持の制度がかかる本來的な消費者の自由を制限し、しかもなおそれは配給マージンを現在以上により高からしめるとすれば、一體どのようにして此の高マージンを正當なものとして説明しようとするのであろうか。

第三の點に關しては、價格維持制度の存しない場合においても、もし流入に何等の制限が存しないならば小賣商業への流入は、市場の不完全性のために絶えず生じて來るであらう。まして價格維持の採用によつて價格競争の可能性が除去せられ、更に高マージンが保證せられてゐるならば、その流入は一層強化せられるとみななければならぬ^(註10)。従つて平均的企業規模は餘りにも小さなものとなり、既存企業の販賣高の減少と云う意味においては、それは一國資源の浪費的配分を招くとの結論を導くことが出来る。だが此處で更に吟味を要する點は、吾々が此處で云う企業數の過多と云う表現の内容である。即ち吾々がそれを過多であると云う場合、一體如何なる基準にかかわらしめて過多と云うかの問題である。一定の基準に關係

せしめられることなく過多と云い過少と云うも、かかる表現は何等重要な意味をもちうるものではない。此處で吾々が選擇する基準も一般に經濟行爲の妥當性を判断するためにとられる基準と何等異なるところはない。即ちその基準とは一定の目的、一定の欲望を充足するために最少の費用をもつてすると云うそれであり、換言すれば彼の所得によつて示される彼の資源の最少量の支出によつて一定の目的を達成せんとするそれである。全體としての買手に關する限り、小賣配給に關連する資源の支出は二つのグループに區分せられる。その一つは小賣商により支出せられる諸経費であり、他の項目は顧客によつて負擔せられる運搬の諸費用である。だが此の顧客によつて負擔せられる費用は單に家庭と店舗の間を往復するに要するバスの料金や靴の減價償却費のみならず、買物に出かけるために他の仕事を妨げられる不快や混雑したバスに坐ることの不快等もすべて包含せられる。

小賣價格の維持がなされている場合には、先にも言及せる如く、常に不經濟なまでに多數の店舗が成立する傾向が強化せられ、當然店舗の諸経費は全體として増加せざるをえない。しかし乍らかかる店舗の増加によつて、顧客により負擔さるべき運搬費が減少し、それが店舗諸経費の増加を償つて餘りある場合には、店舗の増加は妥當なものとして是認せられなければならない。だがかかる事實が示されたことはないし、最近のセルフサービス・ストアの利用度の増大は、全體の中に占める運搬費の比率が僅少なものであることを示しており、従つて消費者の直接負擔する運搬費の低下が小賣店における諸経費の増加を相殺する以上のものでありうるとは考えられ

ない。
第四の點は既に説明を加えた第二の點と關連をもつ問題であるが、價格維持が價格競争の可能性を除去するものであると見る限り、それは必然新企業、新形態の配給機關の進出及びその市場の擴大に阻止的役割を演ずることは明らかである。従つて各企業により又各種形態の配給機關により支配せられる市場の分前は安定化する傾向をもつとみるべきであらう。そして此のことが消費者利益との關連においてもつ意義は、これまで滿されることのなかつた消費者欲望を滿しうる如き商品を生産せんとする新企業の成立を阻止する傾向をもつと云ふ點に求められる。先の經濟力集中に關する臨時國民經濟委員會の報告書にもべられてゐる如く「より經濟的なり廉價な種類の商品を生産せしめようとする問題を根本的に解決する方法は……産業及び企業間の競争を展開せしめることの中に求められなければならない」であらう。

以上價格維持制度に伴う不利益について消費者利益の觀點から若干の分析を試みたのであるが、「商業における價格競争の制限によつて消費者の利益は促進せられると云う主張が全體としては適切なものではない」ことが以上の分析から結論せられうるのではなからうか。

だが一方先にのべておいた價格維持を支持するために主張せられた諸利益の外にも種々の意見が提起せられてゐる。勿論それらは直接價格維持そのものに關してのべられたものではなかつたが、制限的慣行を支持するための主張である點においては變わりなく、それらの主張に關しても此處で若干の検討を行う必要があると考へられ

ける競争は單に價格を通じてのみ行われるものではなく、サーヴィスの面においてもなおその可能性を残してゐる。従つて價格競争の除去によりえられた節約がそのまま社會乃至は消費者の利益となると云う保證は存しない。否、價格競争の除去は直ちにサーヴィス競争乃至非價格競争を刺戟するのが常であり、廣告費の増大、一層集中的な販賣努力の強化により右の節約は完全に費消されてしまふ可能性が強い。更に高マージンによる新企業の流入の増加を考慮するならば、本來消費者にもたらさるべき餘剩利潤が著しく削減せられるであらうことは想像に難くない。

最後に此處でこれまでの分析との關連において補足的にとり上げておかなければならない問題は、商業従業者の價格維持に對する態度である。彼等は、小賣商業における價格競争の復活は彼等の賃銀その他の勞働條件を悪化せしめるであらうとの判断にもとづいて、多くこれを支持する態度をとつてゐる。即ち彼等は價格維持に關する非攻勢的卸賣業者や小賣業者と同一の態度をとつてゐるのであるが、ただ彼等が支持する理由においてその雇主たる販賣業者と異なる一點は、價格競争の排除は必然サーヴィス競争を刺戟し、従つてそれだけ彼等の雇傭の機會と條件とはより有利となるであらうと云ふ點に求められる。事實彼等の「價格競争に對する反感は理解しえない程に強い」ものであるが、此の點においては此の慣行に終始反對の態度をとつて來た他の産業における勞働組合主義者と完全に意見の對立をみせてゐる。そして商業従業者は、此の對立は價格、維持を行わんとする製造業者及び組合が定める價格及びマージンに適切な公の管理と統制とを加へることによつて解決しようとのべてゐる

再販賣價格維持制度と公正競争

が、しかし乍ら果して客觀的に妥當な價格及びマージンを決定することは可能であらうか。無數に近い商品の各々について價格及びマージンの直接統制を行うことはおそらく不可能であると云わなければならぬであらう。だがそれはともかく、既に彼等が認めてゐるようにサーヴィス競争が刺戟せられ、更に流入の増加による販賣高の分散が生ずるとするならば、少くとも長期的にみる限り、彼等の期待する如き結果が生ずると云はうであらうか。

これまでなされて來た主張によれば、價格維持制度は本質的にはデフレーション並びに深刻な失業の産物であり、不況により惹き起された過度の競争に對處せんとする、自然で且つ合法的な販賣業者並びに製造業者の防衛手段であるとせられて來た。しかし乍らかかる主張が大きな誤謬を犯してゐることは明らかである。過去において「不況期に特に價格維持の慣行が顯著に増加したと云ふ事實は存しなかつた」。價格維持は價格競争そのものに對する防衛手段として發展したものであり、特に不況との關連を指摘することは困難である。むしろ事實の示すところによれば不況期においてはかえつてこれまで價格維持を行つて來た製造業者には價格統制のたずなをゆるめようとする傾向さえみられるのである。不況が價格競争の激しさを強めることは否定しえないが、しかし價格競争をふくめて競争そのものは本來「景氣の好、不況に拘わらず、小賣技術の變化、競争企業の能力の相違、競争者による市場状態並びに消費者の態度に對する評價の相違」にもとづいて生ずるものである。かかる理由から生れて來た競争に對處するに價格維持が十分適切な手段たりえないことは明らかである。まして價格維持の採用によつて商業活動が

活潑化するとは考えられないし、直接的にせよ間接的にせよ商業従業者の期待する如く、それが雇傭水準に影響を與えうるとは到底考えられない。そして又、もし右の主張が正しいとするならば好況期においてよりもむしろ不況期において、明らかに消費者にとつては不利益をもたらす此の慣行を採用することにより彼等の利益を抑圧することを、如何なる説明によつて正當化しようとするのであろうか。

先きのべた價格維持に關する労働組合内部の意見の對立の中にも見出される如く、此の慣行をめぐる論争の核心は消費者の利益と供給者の利益との對立にかかわるものであることは今や明白である。支持論者達が強調するように、價格維持の撤廢が小賣價格を引き上げ、製造業者間の集中を促進し、消費者の望む有用なサービスの提供を放棄せざるをえなくなるような事態が或るいは生ずるかもしれない。しかし乍らかかる事態がたとえ生じたとしても、それはあくまで例外的事態であり、いわばそれは小賣商業における價格競争からえられる利益を汲みとるための最少限の犠牲であるにすぎない。

かくして吾々の結論は今や明白である。しかし價格維持制度全般に對する吾々の評價は、それが種々なる形態をとつて行われている限り、形態を異にするにつれて詳細な點においては若干異ならざるをえないかもしれない。ロイド・ヤコブ委員の報告書は此の慣行を三つの形態に區別してその夫々につき政府に勧告を行つてゐるが、吾々も此の報告書の線にそつてその勧告を吟味しつつ吾々の見解を明らかにして行きたい。

を與えているわけではなく、それが實施せられるに當つては幾つかの條件が充されなければならないと考へてゐる。即ち、もしかかる権利の行使によつて「特定の配給方法の發展を阻止し、他の製造業者による競争商品の配給を妨げ、公衆から配給における進歩がもたらす利益を奪つてしまふならば、製造業者のかかる権利は否定せらるべきである。公共政策は低費用配給により正當化せられる價格の引き下げを可能ならしめる如き、かかる餘地を残した適切な配給を要求してゐるのである」(Para. 164)とのべてゐる。換言すれば、勧告の此の部分は、協定に多くの例外が認められ、その慣行が意味のない、効果のうすい殆んど實行不可能なまでに十分斟酌が加えられた場合にのみ、認めらるべきであると主張してゐるものと解することが出来る。委員會は必ずしも價格維持の慣行を否認しようとするものではないが、しかしそれは價格維持に不可避的な結果が生じないと云ふ十分な保證と慎重な用意とがなされた場合においてのみである。従つてもし勧告の此の部分が文字通りに又効果的に行われるならば製造業者が此の慣行を採用せんとする欲求は失われてしまふであらう。

委員會の勧告は右の分類における第二の計畫、即ち販賣業者の組織の壓力により採用せられた價格維持に關しては何等ふれるところはないが、分類の第一の慣行に關してのべられた「條件」に反するものであることは明らかである。又もし組織された販賣業者が協定の作成乃至その實施に介入するならば、事實は正しくそうなのであるが、かかる慣行が望ましがらざるものであることは云うまでもない。此の報告書の中からは果して委員會が壓力を加えるかかる組織

右の報告書は再販賣價格維持の協定を次の三種に分類してゐる。即ち

一、製造業者が彼の製品の販賣を促進せんがために、自らの發意によりその生産物を再販賣價格維持の條件の下で販賣する。従つてその協定は彼自らが發案し、實行するものであり、その關係者は形の上ではかかる協定の承認を強制せられることとなる。

二、卸商及び小賣商等販賣業者の組織集團の壓力により製造業者が價格維持を採用する場合。かかる組織は價格維持の採用に消極的な製造業者に對しボイコットの方法により壓力を加へ此の慣行を採用せしめる上において極めて強力な組織である。

三、製造業者の組合が販賣業者の組合と協調し此の計畫を實施する場合。此の場合の價格維持は集團的に實施せられ運営せられるのであつて、その影響力は極めて大きい。

此の分類における第三の價格維持に對しては委員會は明確な見解をのべてゐる。即ち、かかる計畫は「商業における廣汎な競争の抑制をもたらしめた」とのべ、更に言葉をついでそれは「より經濟的な配給方法の發展を妨げ、配給費並びに配給價格の引き下げを阻止して来た」として、その禁止を主張してゐる。これと同様の見解は、一九五二年一月の全労働組合總會においても又獨占委員會においても表明せられたものである。しかし乍ら一方右の分類の第一に相當する個別的に實行せられる計畫については、右委員會は、「製造業者から彼のブランドをもつ商品に對し再販賣價格維持を指定し、實行する権利を奪いとる如き措置はとらるべきではない」(Para. 163)とのべてゐる。とは云へ委員會は必ずしも此の計畫に積極的支持

に關し如何なる見解を有してゐたかを直接知ることには困難であるが、委員會の勧告の趣旨から推定して「かかる組織の存在そのものに關しても、又かかる組織の活動に關してもむしろ批判的であつた」と考へられる。

此の勧告の重要な意義は、それがそのまま實施せられるならば大規模な確實な基礎を有する製造業者に、より有利な地位を與えんと云うことである。何故ならもし分類の第三の慣行が禁止せられるとするならば、廣範圍の有名商標品を製造する製造業者は、一方においては彼の場合それは有名商標品であるだけに、小賣商への供給停止が極めて大きな懲戒的效果をもち、協定のより完全な實施が可能であり、他方ではかかる統制に必要な單位當り費用を彼は小規模な専門的製造業者に比しより低く抑えうるからである。従つて特に競争的手段として價格維持が重要な意義を有する業界においては、かかる勧告の實施が廣範圍の有名商標品を生産する大製造業者を利用するところは大であるとみななくてはならない。だが勧告に關するかかる論評を加へることは今差し當つての問題ではない。

此の委員會の報告書の大半は、價格維持は概して配給費を高め、商業の可撓性を阻害するものであるとの結論に達したにも拘わらず、個別的に運営せられる價格維持が、或る一定の條件の下においてではあるが、何故に承認せられなければならないかつたか、この説明に向けられてゐる。そしてその勧告は先ず「吾々の調査は委員會をして兩立し難い矛盾へと導いた」とのべ、次の如き注目すべき見解を發表してゐる。即ち「吾々の研究は明らかに對立する二の目的を明らかにした。その二の目的とは、一方においては一層經濟的な

配給方法を確立し小賣價格を削減する必要であり、他方においては既に有名となつた英國の商標品に關し、その品質と生産の繼續、從つて又公衆への即時の供給を確保すると云うものである」(Para. 159)。委員會は、少くとも報告書に現れた限りでは、この明らかに對立する二つの目的の何れを優先せしむべきか、即ち優先すべきはより大なる配給能率であるか又はより大なる生産の能率であるか、此の問題に解決を與えることは出来なかつたようである。

此の點は既に若干ふれたところであるが、吾々は如何にして委員會が此の慣行は「既に有名となつた商標品の品質、不斷の生産、從つて又不斷の供給」を確保するのに役立ちうるとの結論に達することが出来たのか、此の推論の過程を理解することは出来ない。個別的に運營せられる價格維持は一種の販賣促進策であり、それが販賣を増加せしめこれを安定化することに成功するならば、それが當該商標品の生産における「安定と繼續」に貢獻しうることはたしかである。從つて委員會が證明しなければならなかつたことは、此の慣行の禁止は商標品の生産の安定と繼續に對し大きな打撃を與えるにちがいないと云う事實であつた。「商標品の生産が、例えば英國程廣汎に價格維持の行われていなかつた合衆國においてより安定的であつたことを立證するような證據は一つもない」。即ち小賣商業における價格競争は、此の報告書がおそれているような過度の望ましさからざる不安定を導きしなかつたし、又價格維持を實施することの出来なかつた製造業者がそのために彼等の商品の品質を維持することが出来なかつたと云う事實もない。委員會が「長期に及ぶ價格切下げにより生ぜしめられる不安定は彼等をして商標品の維持を困

難ならしめ、時としてそれを不可能ならしめるであらうとの一部製造業者による主張」(Para. 84)を認めたことはまことに驚くべきことである。

だが委員會が個別的に運營される再販賣價格維持制度を認めようとしたのは單に右の理由のみからではない。報告書は「再販賣價格維持の慣行はかかる方法(即ち販賣)による、或るいはその他の方法での販賣業者の濫用に對し有標品を擁護しようとする便利な手段を提供するものである」(Para. 163)とのべている。値引販賣は古くから道徳心を低下させ市場を混亂に導くものであるとの理由から非難せられて來たものであるが、此の報告書は此の値引行為に對し社會的に望ましいそれと望ましくからざるそれを區別している。即ちもしそれが當該企業における經費の節約が可能となつた結果の反映であるならば、望ましいものであり、これに反しそれが「競争のための攻勢的武器」として用いられたものであるならば、非難せらるべきものであるとしている。たしかに顧客を吸引せんがために少數種類の商品を一時的に値引販賣する行為は、單に市場を混亂に導くのみであり、消費者には何等實質的利益をもたらさうものではない。特に販賣業者が種々の商標品を連續的に販賣のために利用するときは小賣商業及び製造業に及ぼす不安定化の影響は少くない。此の委員の一人であつたスミス氏が委員會の結論に賛成した主たる理由は單に價格維持の方法によらずしてはロス・リーダーの行使を制限することは困難であると考へたからであつたにすぎない。だが吾々の疑問は果して販賣はそれ程重要な意義をもちうるか否かと云ふ點にある。委員會が敢えて誇張を行つたとは云わな

までも、價格維持の歴史にてらして、それが委員會の考へる程決定的役割を果して來たとみることには疑問をもたざるをえない。非攻勢的な平和的小賣商は、凡ゆる形態の價格競争を嫌うものであり、價格維持が採用せられるに至る理由の一つはかかる小賣商の本來的態度なのであるが、しかし之等平均的小賣商が最も恐れているものは、かかる間歇的、選擇的な販賣にあるのではなくむしろ能率的販賣業者の永續的、一般的價格引き下げである。たしかに販賣も彼等にとつては一つの脅威には違いないが、しかし大抵の場合彼等としても「かかる競争の効果を相殺しうる如き適當な行動をとらうるものであり、しかもそれは多く一時的なものであるにすぎない」^(註19)。しかるに低費用經營にもつく競争は、彼等の利潤と安全性にとつて眞實の且つ永續的脅威である。從つて彼等が保護を求めてゐるものは實はかかる低費用經營からの競争に對してである。もし委員會が販賣に對して今少しく安當な判断を下しえたならば委員會は、價格維持に全面的に反對するとの結論に到達しえたであらうし、又委員會が陥入つたジレンマもあるいは解決せられていたかもしれない。

價格維持制度はこれまで屢々公正取引制度とも呼ばれて來たのであるが、それが極めて不適當な別名であることは明らかである。價格競争の面において連鎖店や百貨店の如き大規模小賣企業の一般小賣企業に對する不當な抑壓があつたことは事實である。そして此の慣行はそのような弊害を除去しうる唯一の方法として一部の人々から支持せられて來たのであるが、價格維持の經驗が教へているように、たしかに價格の面に關する限りかかる弊害は除去せられたの

であるが、小賣業における消費者への訴求は、價格におけると同じあるいはそれ以上のウェイトをもつて、更にサービスを通じてもなされうるのであり、此の面の規制が存しない限り、兩者を同一水準において眞に自由且つ公正に競争せしめることは不可能である。屢々批判せられる小賣商業における非能率と浪費の原因は「競争の存在にあるのではなく、むしろ競争が有効になされていないことにこそ求められなければならない」^(註20)。そしてその所以は、基本的には小賣市場が本來的に不完全市場であることにもとづくのではあるが、その點を別とすれば價格維持制度そのものが自由な競争を阻んでいるとみななくてはならない。從つてその廢止は一層能率的小賣企業の發展を可能ならしめ、消費者に對してはより低い費用による財貨の提供を可能ならしめるであらう。

本稿を結ぶに當つて吾々が此處で最後に一つふれておきたいことは、社會政策的觀點からなされる主張である。即ち「工場法によつて工業労働者が保護せられているように、又一般公衆と同様、販賣業者にも生きる権利がある以上、彼等も苛酷な競争から保護されなければならぬ。販賣業者にとつての生きる権利の主張は生活しうるに足る利益を取得することとなつて現われる。價格維持の慣行と同業組合の存在とはかかる正當の権利の具體的表現に外ならない」との主張である。かかる主張はたしかに一面の眞理をもつている。何れの國においても此の慣行に關する論議は純粹に經濟の論理の問題としてではなく、販賣業者の利益は消費者の利益に反してもなおかかる方法によつて擁護せらるべきか否かの問題として提起せられているのである。換言すれば、製造業者並びに販賣業者、そして更に

は商業従業者の主張する権利は果して現状において消費者の利益に優先すべきや否やの問題としてである。勿論之等の問題に對する解答は經濟學の任務の範圍外に屬することではあるが、ただ云々いうことは、過去半世紀に互る價格維持の發展は、工業及び商業において消費者の利益に對立的發展をして來た幾つかの展開の一つであり、今日一般にみられるように獨占に對する批判的空氣が強くなつて來たことを考へるならば、これを存続せしめるよりは廢止することの方がより望ましいのではなからうかと云うことである。獨占や取引の制限的慣行に對する批判的空氣の根底には消費者の利益が不當に從屬せしめられてゐるとの事實が存するわけであるが、これを元の形に多少とも復するための措置として、價格維持の撤廢は有効な第一歩となりうるのではないかと云うことである。

- (註1) 拙稿「英國における價格維持制度の効果分析」公正取引一九五六年七月號。
 (註2) W. A. Lewis: Competition in Retail Trade, (Economics, Nov., 1945, pp. 202-234), p. 222.
 (註3) B. S. Yamey: The Economics of Resale Price Maintenance, 1954, p. 108.
 (註4) B. S. Yamey: Ibid., p. 109.
 (註5) Margaret Hall: Distributive Trading, 1948, p. 168.
 (註6) M. Hall: Ibid., p. 166.
 (註7) Temporary National Economic Committee, Monop-

graph No. 1. Price Behaviour and Business Policy, passim.

- (註8) M. Hall: Ibid., p. 169.
 (註9) M. Hall: Ibid., pp. 169-170.
 (註10) 英國においては、再販賣價格維持制度が採用せられる以前では賣藥販賣業と藥局の数はほぼ匹敵するものであつた。それ以後においては他の販賣業者として、賣藥の取扱ひを始めるものが急速に増加し、その比は今日凡そ一〇對一になつてゐると云われており、このような傾向は煙草販賣業、菓子販賣業にも同様にみられる (W. A. Lewis: Ibid., p. 230.)
 (註11) B. S. Yamey: Ibid., p. 109.
 (註12) M. Hall: Ibid., p. 154.
 (註13) B. S. Yamey: Ibid., p. 114.
 (註14) B. S. Yamey: Ibid., p. 117.
 (註15) B. S. Yamey: Ibid., p. 117.
 (註16) B. S. Yamey: Notes on Resale Price Maintenance, (Economics, August 1950.) p. 256.
 (註17) B. S. Yamey: Notes, pp. 258-9.
 (註18) The Report of Committee on Resale Price Maintenance, 1949, p. 35.
 (註19) B. S. Yamey: Notes, p. 264.
 (註20) W. A. Lewis: Ibid., p. 233.

「自由な農民的土地所有」に關する覺書

資料

平野 絢子

農地改革の着手から十年の歲月が流れた。農業經營の再生産軌道の上にとれだけの變化があらわれ、如何なる條件が從來の高率現物小作料に代つてその擴大再生産への展開をゆがめ或いは阻んでゐるのか。その中で土地所有はどのような役割を果してゐるのか。

社會構成も經濟機構も異なる新中國は「五・四指示」(一九四六年五月四日)に始まる土地改革により地主的土地所有を分割して小農民の小所有とし、人民民主主義經濟の一つの基礎として廣汎に自由な「農民的土地所有」を創り出し、富農經濟——農産物の自由市場を對象とし農業労働者を雇傭する商品生産——を制限をつけつつ残しながらも、農業生産組合、販賣購買協同組合、農村信用組合の綜合による協同化運動を推進して、農民層分解を阻止しつつ新しい生産力の發展に對應する生産様式を展望してゐる。このような條件におかれた自由な「農民的土地所有」は小經營という經營様式 (Betriebsweise) の下における生産力の發展を可能な限り伸長せ

しめる「過渡的役割」(後述)を完全に果す。少くとも、それが「労働的社會的生產諸力の發展、労働の社會的諸形態、資本の社會的蓄積、大規模な牧畜、科學の累進的應用を排除する」が故に否定されるに至るまでは。

これに對して我が國における改革後の「自作農的土地所有」——法律的、名目的に「自由な」農民的土地所有——はどのような役割を或いは規定的條件を有してゐるのか。農地改革の評価はひつきよう改革後の土地所有の性格規定の上に置かれるとはいへ、論争は餘りにもこの農民的土地所有の性格規定そのものに直接「改革前の半封建的土地所有」から接近しようとした結果としての土地制度論にかたよりゆきつまつた觀がないでもない。ここに栗原百壽氏がすでに三年前に提起され、新刊「農業問題の基礎理論」に收められた諸論文其他を通じて自らの農業理論體系形成の環とされた「わが國自作農の性格規定の豫備概念としての古典的諸規定の再検討」を今一度行い、問題の整理に役立てたいと思ふ。